

離職によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ

～住宅手当緊急特別措置事業について～

10月から、離職者で就労能力と就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方や喪失するおそれのある方を対象に、6か月間を限度として住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援などを実施、住宅や就労機会の確保に向けた支援を行います。滑川市の手当の支給額は、21,300円/月で、入居住宅の貸主などに支払います。(手当支給期間中は、常用雇用に向けた就職活動を行っていただきます。)

住宅手当の支給対象者(次の要件すべてに該当する方が対象です)

- ①2年以内に離職した方
- ②離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込みを行う方
- ④住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方  
※喪失するおそれのある方は次の⑤および⑥の要件に該当し、賃貸住宅などに入居している方
- ⑤原則として収入のない方  
※一時的な収入がある場合は、生計を一とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること  
単身世帯：8.4万円/月 複数世帯：17.2万円/月
- ⑥生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が、次の金額以下であること。  
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑦国の雇用施策による貸付または給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業など)や自治体を実施する類似の貸付または給付を受けていない方

住宅手当を受けるには

- 福祉課窓口で制度などについての説明を受け、離職関係書類などの証明書類を添えて「住宅手当支給申請書」を提出してください。
  - 住宅を喪失している方の場合…  
・不動産媒介業者などに赴き、入居希望住宅を探していただきます。  
・審査後、「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。
  - ・証明書を持参の上、不動産媒介業者などと住居の賃貸借契約を結び、入居していただきます。
  - ・契約書の写し等必要書類を提出後、「住宅手当支給決定通知書」が交付されます。
  - 市から入居住宅の貸主などに、住宅手当が振り込まれることとなります。
- 問合せ先 福祉課(内線751)

水道メーターの定期取り換えにご協力を!

水道メーターは、法律により有効期限が8年と定められており、有効期限を迎えるメーターは新しいものと交換する必要があります。つきましては、今年これに該当する水道メーターの交換を下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

**実施期間** 10月21日(水)～11月2日(月)  
**実施方法** 滑川市管工事組合加入の配管業者が該当するご家庭に伺い作業を行います

- 取り換え作業が円滑に行えるよう次の点についてご協力をお願いします。
  - ☆水道メーターBOXの上に物を置いたり、車を止めないようにしましょう
  - ☆水道メーターBOX内はいつもきれいにしておきましょう
  - ☆犬などのペットは、水道メーターBOXから離れたところに繋ぎましょう
- 以上のことは、毎月の検針業務を円滑に行う上でも大切なことですので、ご協力をお願いします。

問合せ先 上下水道課(内線452)

滑川市管工事組合加入業者

- (有) 松下配管工業
- (株) 清田工業
- (有) 岩田鉄工所
- 岩城配管工業
- 浦田管工(株)
- (有) 辰野工作所
- (株) マルキン設備
- (株) 又六管工
- 山内配管設備
- 稲垣興業(有)
- 上田住宅設備(株)
- 大熊配管所機工
- 毛利プロパン(株)
- (株) 石倉設備工業
- (有) 協和管工業

行政相談週間と定例行政相談所開設のお知らせ

行政相談週間(10月19日(月)～25日(日))として、次のとおり定例行政相談所を開設します。

登記、年金、保険、福祉、道路、窓口サービスなど役所の仕事について、困っていることや知りたいことなどがありましたら、この機会にご遠慮なくご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

とき 10月20日(火) 13:00～16:00

ところ 市民交流プラザ

相談員 川尻明美さん、藤岡正樹さん

※このほか、行政相談委員および総務省富山行政評価事務所でもご相談に応じています。

問合せ先 富山行政評価事務所行政相談課

(☎431-1100 FAX 442-8646)



市議会議員選挙の投票日は11月15日(日)です

立候補予定者事務説明会

とき 10月19日(月) 13:30～

ところ 市民会館3階大会議室

問合せ先 選挙管理委員会(内線215)



市民交流プラザ 臨時休館のお知らせ

市民交流プラザ5階「あいらぶ湯(入浴施設)」と4階「かじやばし(レストラン)」・「軽運動室」は、設備メンテナンスのため、11月18日(水)・19日(木)をお休みとさせていただきます。

※2階(市福祉関連施設)・3階(貸部屋)は、通常どおりご利用いただけます。

問合せ先 市民交流プラザ(☎476-5500)

10月より年金から市・県民税(住民税)の引き落とし(特別徴収制度)が始まります

○制度の概要

これまで、公的年金所得にかかる住民税は納付書や口座振替で納めていただいていたのですが、この制度が導入されることにより、社会保険庁などの公的年金の支払者が、納税者に支給される公的年金から住民税を引き落とし、納税者に代わって市へ直接納入することとなります。

なお、この制度は新たな税負担が生じるものではありません。

○対象となる方(次の要件をすべて満たしている方が対象です)

- ・当該年度の4月1日現在65歳以上で公的年金を受給している方
- ・前年中の公的年金所得にかかる住民税の納税義務のある方
- ・介護保険料が公的年金から引き落としされている方

○引き落としの開始時期(平成21年10月支給分の公的年金から引き落としが開始されます)

平成21年度	6月・8月	年税額の半分を2回に分けて納付書または口座振替で納付
	10月・12月・2月	年税額の半分を3回に分けて年金から引き落とし
平成22年度以降	4月・6月・8月	昨年度の2月に引き落としされた額と同額を年金から引き落とし
	10月・12月・2月	年税額の残りを3回に分けて年金から引き落とし

○引き落とされる税額

前年中の公的年金所得から計算した税額が、老齢または退職を支給事由とする公的年金(老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等)から引き落とされます。なお、公的年金以外の所得(給与所得や事業所得等)にかかる住民税は、公的年金からの引き落としはされません。

<給与所得と公的年金所得がある皆さまへ>

これまで、給与からの特別徴収(給与からの引き落とし)で住民税を納付していた方で公的年金所得のある方は、その分も含めて給与から特別徴収されてきました。平成21年度から公的年金所得にかかる住民税は、給与から特別徴収できなくなり、普通徴収(納付書や口座振替で納付)または年金からの特別徴収(年金から引き落とし)で納めていただくこととなります。

2通りの納付方法で納めていただく場合もありますので、税務課からの案内や通知などをよくご確認のうえ、納め間違いや納め忘れのないようお願いします。

問合せ先 税務課市民税担当(内線233・234)

ジュビラン 1ヶ月フリーパス券  
(びかびかコースまたはアミノビタミンマッサージコース)  
**超お得! 6,300yen**  
お得なジュビランエステをさらにお安く!  
この機会に心ゆくまでリラックスを...♪  
★初回ご予約日より1ヶ月間有効です。  
★定価会員・新規の方のみ有効です。  
★オーバートリートメントを避けるため4～5日以上あけてください。  
★オプションメニューもあわせてご利用下さい。  
(詳しくは右記のサロンにお問い合わせください)

エステスペース マリーパピエ	定休日 日・祝日
滑川市柳原21-1	営業時間 10:00～20:00
TEL 475-4830	(水～17:00・土 9:00～17:00)
エステルーム 英里鈴(ヘアサロン)	定休日 月・第3日曜
滑川市下梅沢348-7	営業時間 9:00～18:00
TEL 476-1150	
エステルーム ローズマリー	定休日 日・祝日
滑川市上小泉2697-1	営業時間 9:00～18:00
TEL 476-2088	(土～17:00)
エステルーム ピュアズマリー	定休日 祝日
滑川市高月町197	営業時間 9:00～19:00
TEL 476-1083	(土日～18:00)